

## 宅地建物取引士証「書換交付申請」 (氏名を含む変更事項がある場合の手続き)

宅地建物取引士証(以下、宅建士証)の書き換え交付申請にあたっては、次の必要書類を当会まで「ご郵送」ください。

### ※必要書類

#### 1 宅地建物取引士資格登録簿「変更登録申請書」(様式7号) ※正副2部

① 申請書右上の、「申請者氏名、生年月日、申請時の登録番号を記入」いただき、変更内容により、次のとおり「該当する項番の記入欄のみ記入」ください。

・項番11 氏名	・項番12 住所	・項番13 本籍	・項番14 従事先
----------	----------	----------	-----------

② 記入後、申請書を「コピー等により正副2部」をご用意いただき、氏名記入欄の右横「押印欄」に、「正副それぞれ認印を押印(1カ所づつ)」してください。

#### 2 宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式7号の4) ※1部

・「記入欄(灰色の網掛け)に必要な事項を記入」いただき、「認印を押印(1カ所)」してください。

#### 3 添付書類(変更事項に即した各証明書) ※1部

- 添付書類について ●  
必要な公的証明書等について別紙に記載していますので、申請の前に必ずご確認ください。

#### 4 証明写真「貼付用紙」

・「氏名欄をご記入」いただき、「証明写真を貼付(1カ所)」してください。

- 証明写真 1枚 ※詳細は貼付用紙に記載 ●  
・縦3cm×横2.4cmのカラー証明写真(上半身(肩上)・無帽・無背景・6ヵ月以内に撮影したもの)  
※ 受付できない証明写真 ※  
・背景(物や人物)がある ・顔や頭髪が粹に収まっていない ・不鮮明で本人確認ができない。等

#### 5 宅地建物「取引主任者証」または「宅建士証」の原本

- 交付申請中に業務で使用する場合 ●  
業務で使用される等で、手元に置いておく必要がある方は、コピー(両面1部)をご提出ください。  
申請の受付後、上記の様式「7号」及び「7号の4」に受付印を押印した控えを、直ちにご返送いたしますので、変更前の宅地建物取引主任者証(又は宅建士証)を掲示する際には、その控えも併せてご掲示ください。  
※新しい「宅建士証」の交付後に、変更前の宅地建物取引主任者証(又は宅建士証)は必ずご返納いただきます。

#### 6 返信用封筒(宅建士証の送付用)

・「住所・氏名を記入」いただき、「404円分の切手を貼付」してください。

- 申請から交付まで ●  
約2~3週間程度のお時間を要しますので、あらかじめご承知おきください。

**添付書類 1部**

※変更内容により添付書類が異なりますので、次のとおりご準備ください。

※下記の関係証明書類は申請日前3ヵ月以内に発行されたものが必要です。

<b>氏名</b>	<p>●『<b>戸籍抄本</b>』(外国籍の方は、『<b>住民票</b>』)</p> <p>登録上の氏名(又は通称名)からの変更事項が全て記載されているもの</p> <p>※ <u>変更履歴が全て記載されていないと受付できませんので、申請前に必ずご自身でご確認ください。</u> 履歴が記載されていない場合は、各市区町村の交付窓口にご相談ください。</p>
<b>住所</b>	<p>●『<b>住民票</b>』又は『<b>戸籍の附票</b>』(外国籍の方は、『<b>住民票</b>』)</p> <p>登録上の住所から変更事項が全て記載されているもの</p> <p>※ <u>住所を複数回変更している場合等、変更履歴が全て記載されていないと受付できませんので、申請前に必ずご自身でご確認ください。</u> 履歴が記載されていない場合は、各市区町村の交付窓口にご相談ください。</p> <p>※ 外国籍の方で住民票に前住所が記載されていない場合は、京都府へ問い合わせてください。 【京都府建築指導課宅建業担当(075-414-5343)】</p>
<b>本籍</b>	<p>●『<b>戸籍抄本</b>』</p> <p>登録上の本籍から変更事項が全て記載されているもの</p> <p>※ <u>変更履歴が全て記載されていないと受付できませんので、申請前に必ずご自身でご確認ください。</u> 履歴が出ていない場合は、各市区町村の交付窓口にご相談ください。</p>
<b>従事先</b>	<p>●『<b>就職(在職)証明書</b>』又は『<b>退職証明書</b>』など</p> <p>就(退)職証明書・出向(解除)証明書については、様式を協会HP「ハトマークサイト京都」に掲載していますので、プリントアウトしていただいた上で「<u>申請者及び従事先の空欄を記入、就職・退職の別をそれぞれで囲んで</u>」いただき、「<u>従事先</u>」代表印を押印(1カ所)してください。</p> <p>※ 就・退職等以外の変更(商号変更・合併吸収など)に係る添付書類については、当協会までご確認ください。</p> <p>☎075-415-2121(代)「公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 宅建士変更登録 係」まで</p>



# 宅地建物取引士証書換え交付申請書

年 月 日

京都府知事 殿

申請者 発行番号

[Redacted]

郵便番号 ( )  
住 所

[Redacted]

氏 名

[Redacted]

電話番号 ( ) -

[Redacted]

受付番号

\* [Redacted]

受付年月日

\* [Redacted]

申請時の登録番号

2:6 [Redacted]

受講年月日

\* [Redacted]

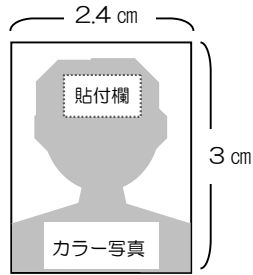
宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交付年月日
(フリガナ) 氏 名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
住 所	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

確認欄  
\*

[宅地建物取引士証]  
証明写真「貼付用紙」

(氏名 )



○上半身、脱帽、正面向き、無背景で6ヶ月以内に撮影した写真

**※ご注意※ 次の写真は受付できません。**

- 人物、建物や家財道具、壁・障子・カーテンなどの模様が背景に写りこんでいるもの
- 顔・頭部・頭髪の一部が枠内に収まっていないもの
- 写真紙にプリントされていないもの（普通紙は不可）
- 表面が変色、色落ちするもの
- その他、本人特定が困難（不鮮明など）であるもの

**※ご注意※**

この用紙は A4 紙での印刷用に作成していますが、印刷される際の用紙サイズ、プリンターの設定によっては、上記の写真貼付欄が実寸（縦 3 cm・横 2.4 cm）と相違が生じる場合がありますので、あしからずご了承ください。

宅地建物取引士証 交付申請者 各位

## 「宅地建物取引士証 交付申請先」のご案内

宅建士証 【交付申請書類】送付先（宛名ラベル）

※申請書等をご送付いただく際、宛名ラベルとして封筒等へ貼付ください。

**【郵送先】**

〒602-0915  
京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3  
(京都府宅建会館)

公益社団法人  
京都府宅地建物取引業協会  
宅建士証「書換交付申請係」 行

**簡易書留**

※枠に沿って切り取って使用ください。

**ご送付いただく際に**

- ①必ず、郵便窓口にて簡易書留郵便でご送付ください。
- ②必ず、書類等が全て整っているかご確認ください。

- 宅地建物取引士資格登録簿「変更登録申請書」（様式7号） ※正副2部
- 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式7号の4） ※1部
- 添付書類（変更事項に即した各証明書） ※1部
- 証明写真「貼付用紙」
- 宅地建物「取引主任者証」または「宅建士証」の原本
- 返信用封筒（宅建士証の送付用）